

当社は下記の2点を行動計画とする。

社員が子育てに係る時間を増えさせるよう、社員全体の働き方の見直しを行う

計画期間：令和6年1月1日 ～ 令和9年12月31日まで
約4年間

内 容：3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除
[方策と実施時期]
令和5年12月1日～ 検討
令和6年 1月1日～ 制度の周知と実施

仕事と生活のバランスを保つために、年次有給休暇の取得促進の実施

計画期間：令和6年1月1日 ～ 令和9年12月31日まで
約4年間

内 容：年次有給休暇が取得しやすい職場環境を作る
[方策と実施時期]
令和5年12月1日～ 検討
令和6年 1月1日～ 制度の周知と実施